



成人年齢引き下げで若者の消費者トラブルが増加！？ 契約前に身近な人に相談しましょう！

【問い合わせ】消費生活センター(村民相談室内 ☎287-0858)

民法改正により、**令和4年4月から成人年齢が18歳**となります。成人年齢の引き下げにより、今後、新たに成人となる18歳と19歳の方を中心とした消費者トラブルが増える可能性があります。若者は、「知識」「社会経験」「お金(資力)」が乏しいといわれており、消費者トラブルに巻き込まれたり、被害が大きくなったりすることがあります。

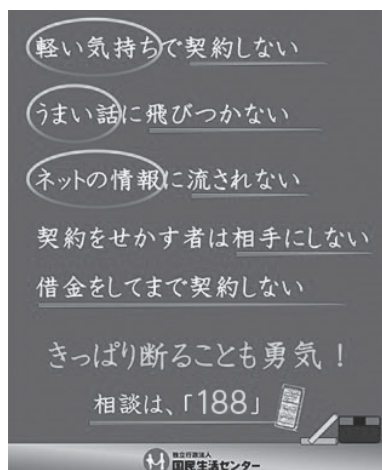
成人年齢が引き下げられると、18歳と19歳の方は、親の同意を得なくても、▽携帯電話の契約▽クレジットカードをつくる▽ローンを組む▽部屋を借りる——など、さまざまな契約ができるようになります。若者を狙う悪質な業者もいますので、その契約が本当に必要なものかどうか、よく検討しましょう。

【現在未成年の方が新成人となる日】

生年月日	新成人となる日	成人年齢
平成14年4月1日以前	20歳の誕生日	20歳
平成14年4月2日 ～平成15年4月1日	令和4年4月1日	19歳
平成15年4月2日 ～平成16年4月1日	令和4年4月1日	18歳
平成16年4月2日以降	18歳の誕生日	18歳

【若者によくある消費者トラブルの事例】

- アダルトサイトで無料だと思いクリックしたところ、「会員登録が完了した」「3日以内に10万円をお支払いください」といった画面が出てきて、料金を不当に請求された。
- SNSで知り合った人や友人、知人から、「絶対もうかる」などと勧誘され、販売組織の会員となって商品やサービスを購入してしまった。
- エステの途中解約を申し込んだが、支払い請求額が高額すぎて納得できない。



近年、SNS やインターネットなどをきっかけに起こるトラブルが増えています。契約する前に身近な人に相談しましょう！



国民年金 だより



国民年金保険料の前納制度

■国民年金前納割引(口座振替前納)

口座振替の振替方法は、①2年前納 ②1年前納 ③6か月前納 ④当月末振替(早割・本来の納付期限よりも1か月早く口座から振替する方法) ⑤翌月末振替(割引なし)の5種類から選べます。まとめて前払い(前納)すると、割引が適用されるのでお得です。

※①～③の申し込み手続きの期限は2月末日です。なお、令和2年度の保険料額は、2月下旬に告示される予定です。

■口座振替の申し込み手続き

預貯金口座をお持ちの金融機関(ゆうちょ銀行を含む)、または年金事務所(郵送可)へ「国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書」を提出してください。併せて、基礎年金番号・口座番号等が分かるものと、通帳の届け出印が必要です。※申出書は住民課(役場行政棟1階)にも備え付けてあります。

■お得です！国民年金保険料の「2年前納」制度

2年度分の保険料をまとめて納める「2年前納」制度は、毎月納付する場合に比べ、2年間で1万5000円程度の割引となります。

「2年前納」制度は、口座振替のほか、現金・クレジットカードでも納付が可能です。※▽保険料の2年前納を希望する方は2月末日までに、それぞれ申出書を年金事務所へ提出してください。▽現金での納付は任意の月でも申し込みできますが、その場合、申し込み月から翌年度末分までの前納納付書を送付されます。

■問い合わせ

ねんきんダイヤル(☎0570・051・165 ※050で始まる電話の場合は☎03・6700・1165)、水戸北年金事務所(☎231局2283)